

児童手当1月実施

一人目から支給へ 段階的に移行

子どもを健やかに育てる環境づくりの重要な柱として、児童手当制度が改正されます。これにより平成六年からは、いままで二人目のお子さんから支給されていた児童手当が、一人目のお子さんから支給されるようになります。また支給期間は三歳未満となり、また支給期間は三歳未満となり、また、平成四年、五年の間は段階的に実施され、平成三年一月一日以後に生まれたお子さんと、五歳未満(平成四年)・四歳未満(平成五年)の二人目以降のお子さんが対象となります。

■支給期間は、次のとおりです。
改正のポイントは、次のとおりです。
①一人目のお子さんから、児童手当を受けられるようになります。(現在は二人目から)なお一人目の場合は、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんから新たに支給の対象になります。
②手当の月額額は、一人目と二人目のお子さんについては五千円、三人目以降については一万円になります。(現在は二人目については二千五百円、三人目以降については五千円)
③手当を受け取ることが出来る期間は、三歳未満までとなります。(現在は小学校入学前)

■支給期間変更は段階的に実施

新しい制度が実施されるのは平成四年一月一日からですが、支給期間の変更に伴い、すでに手当を受けている家庭を配慮して、しばらくは次のような措置が設けられます。

4年1月1日	5年1月1日	6年1月1日
第一子 一歳未満	二歳未満	三歳未満
第二子 五歳未満	四歳未満	三歳未満
第三子 五歳未満	四歳未満	三歳未満

児童手当 (厚生年金・国民年金加入者)	特例給付 (所得制限により児童手当が支給されない厚生年金加入者)		所得制限限度額表		
	扶養親族等の数	所得額	収入額	収入額	
0人	147.6	234.4	0人	363.0	515.6
1	177.6	274.3	1	393.0	553.1
2	207.6	320.1	2	423.0	590.6
3	237.6	358.9	3	453.0	625.0

(単位:万円)

したがって、平成三年十二月末日までに五歳になる第二子以降のお子さんをお持ちの受給者は十二月末日で資格喪失となります。(その下に五歳未満のお子さんがある場合は除きます)なお、児童手当には所得制限がありますので、限度額を超える場合は支給されません。

平成三年度所得制限限度額表

の用紙で申請する必要があります。申請は十一月一日から受け付けます。

※公務員の方は職場に申請してください。
尚、詳しい内容については、住民福祉課福祉係へお問い合わせください。

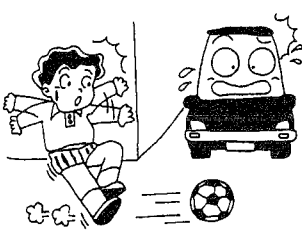


「交通安全指導員」決まる

交通安全指導員の任期が九月三十日で満了となり、改選の結果、十月一日付で次の方々が任命されました。	今後、二年間、当町における交通事故防止活動、街頭指導等交通安全のため活躍されますので、皆様のご協力をお願いいたします。
指導隊長 高井 護 (水田)	副隊長 保科 健次 (矢代田八)
隊員 吉田 義人	隊員 吉田 義人
(本町二) 風間九二男 (新町三) 吉沢松次郎 (鎌倉) 賀和 松一 (新保二) 丸山 辰男 (新保一) 村山 正芳 (大川前三) 五十嵐健一 (鶴出古木二) (退任 鶴巻春司 新栄町三)	

歩行者や自転車乗りも 交通ルールを守りましょう

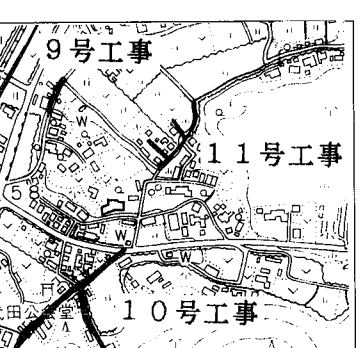
歩行者は
●道路を横断する時は、左右の安全を確かめる習慣を身につけてください。
●酔って道路をふらつくような行為はやめましょう。
●自転車を利用する人は
●自転車事故は交差点での右折時、右横断時に多発しています。信号機のない交差点や一時停止場所では、必ず一時停止して安全を確かめましょう。また信号機のある交差点では必ず信号を守りましょう。
●傘をさして運転をしたり、お酒を飲んで自転車に乗ると違反になりますし、大変危険です。やめましょう。
●前照灯のつかない自転車や反射器等が破損している自転車を夜間運転すると、追突事故等の原因となり危険です。整備された自転車に乗りましょう。
●自転車も歩道や路側帯を通行できる区間があります。このような所でも歩行者の通行を妨害してはいけません。



下水道工事に ご協力を!!

矢代田窪谷地内(下図の箇所)で下水道工事が始まります。工事期間中は地元の方々には大変ご不便をおかけいたしますが、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

この工事に関係する区域の住民の各家庭に、「一箇所、「公共汚水ます」を設置いたしますが、この公共汚水ますの設置場所等を事前に考えておいていただきますので、設置場所を指示させていただきます。よろしくお願いいたします。

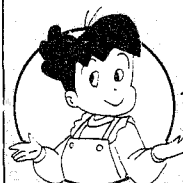


このことについて、下水道事業実施区域内(矢代田、天ヶ沢の市街化区域)の土地所有者に「受益者申告書」を送付します。この申告は、下水道事業に係る受益者負担金の算定の基となりますので、受益者からの申告が必要になります。この申告書には土地の所在地、面積等が記載されておりますので、内容の確認をして町に提出をお願いします。

新潟都市計画決定案の縦覧について
都市計画案の縦覧を左記の通り行いますのでお知らせします。
縦覧期間
十月二十九日
十一月十二日(午前八時半〜午後五時まで)
縦覧場所 県新津土木事務所 小須戸町役場建設課

平成三年中建築家屋について 家屋調査のお願い

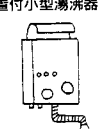
(家屋の滅失がある方は、税務課に届出を)
平成三年中建築家屋については、8月上旬より完成した状況に応じて家屋調査を始めておりますが、平成三年中に住宅・その他の家屋をこわされた方も含めて家屋調査の対照であります。11月より本格的に家屋調査に何事も事前に案内をしてから



ガスを使う時は、忘れずに必ず換気/これ、ガスと上手につき合うコツよね。

ガス使用中は必ず換気をしましょう

●小型湯沸器を使う時は必ず換気しましょう。
不完全燃焼防止装置付小型湯沸器
換気不良やホコリ詰まりにより不完全燃焼を起こすようになった時、ガスを自動的にストップさせる機能付ならば安心です。



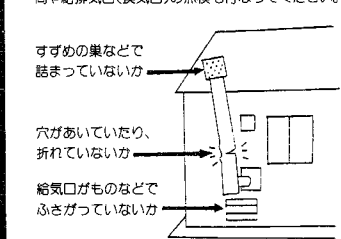
●ストーブを使う時はときどき換気。
ストーブを使用する場合は、1時間に1回1分程度換気が必要です。また、ストーブの器具座はいつも全開(2段階切替は全開または半開)でご使用下さい。

●安心タイプの温風暖房機
部屋の空気を汚さないFFストーブや、不完全燃焼防止装置付ファンヒーターなら安心して使えます。



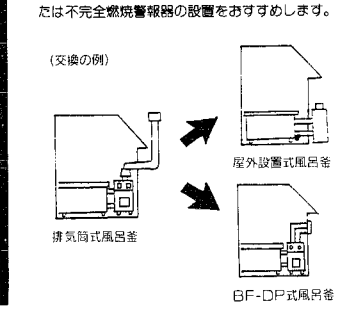
●ときどきは排気筒や給排気口(換気口)も点検しましょう。

排気筒式風呂蓋をご使用のお客様は、ときどき排気筒や給排気口(換気口)の点検も行なってください。



●浴室内で排気筒式の風呂蓋をお使いのお客様へ。

屋外式や密閉燃焼式の風呂蓋へ変更されるか、または不完全燃焼警報器の設置をおすすめします。



毎月10日は
交通安全家庭の日
飛び出すな
物かげ暗がり曲り角